

板柳町空家等除却促進事業費補助金

空家等の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、老朽化した危険な空家(不良住宅空家)の除却や跡地を地域の交流やにぎわいを活性化させる事業(跡地活用事業)のために行う空家等の除却に係る経費の一部を補助します。

● 募集期間

令和8年5月18日(月)
～令和8年10月30日(金)

● 募集件数

最大3件
(募集開始日に複数の応募があった場合は抽選)

● 補助対象建築物

板柳町内に存する空家等であって、次のいずれかに該当する空家等の建築物

① 不良住宅空家

- 【条件】
- ・住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されており、1年以上居住その他の使用がなされていないこと。
 - ・不良住宅の認定を受けていること。
 - ・空家等対策推進に関する特別措置法第22条第3項に規定する措置の命令を受けていないこと。

② 跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定がある空家等

- 【条件】
- ・跡地活用事業の採択を受けていること。
 - ・除却後の跡地の活用は、除却後1年以内に始めること。
 - ・除却後の跡地を地域活性化のために3年以上活用すること。

● 補助対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 補助対象建築物の所有者等(個人に限る。所有者等が複数の場合は全ての同意を得ていること。)
- (2) (1)の者から補助対象建築物の除却についての同意を得た者
- (3) 跡地活用事業を行う目的として除却後の土地を賃借しようとする者であって、補助対象建築物の除却の所有者等及び補助対象建築物の立地する敷地の所有者等の同意を得た者

※上記の規定にかかわらず、町税等について滞納がある者や暴力団、暴力団員及び暴力団員等は、補助対象外とします。

● 補助対象経費

補助対象者が上記の補助対象建築物を除却する工事に要した経費

ただし、以下のいずれにも該当する除却工事が対象

- (1) 補助対象建築物の全てを解体し、その廃材の撤去及び処分を行うもの(除却後の整地を含む。)
- (2) 建設業の許可を受けている者または解体工事業者の登録を受けた事業者が施工するもの
- (3) 補助金交付決定後に契約するもの

● 補助金の額

『①不良住宅空家』、『②跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定がある空家等』ともに除却工事費の5分の4以内で、上限額50万円とする。(上限除却単価あり)

※算出された補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は、その端金額を切り捨てます。

● 注意事項

- ・補助金の交付決定前に発注・契約した場合は補助が受けられません。
- ・補助金の交付決定年度の1月末日まで完了実績報告を提出する必要があります。
- ・建築物を除却することにより、固定資産税の住宅用地特例の適用が除外され、土地の固定資産税が高くなる場合があります。詳しくは税務会計課へお問い合わせください。